

2011 年 10 月 21 日総会承認

2012 年 10 月 18 日総会一部改正

2025 年 11 月 13 日総会一部改正

第 5 章 役員

（役員の設定）

第 26 条 この法人に、次の役員を置く。

（1） 理事 20 名以上 26 名以内

（2） 監事 3 名

2 理事のうち 1 名を理事長とする。

3 理事長を除く理事のうち 3 名以内を常任理事とする。

4 第 2 項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、前項の常任理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

（役員を選任）

第 27 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員制限）

第 28 条 各理事について、当該理事及び当該理事と特別な利害関係（一方の者が他方の配偶者又は 3 親等内の親族その他特別な利害関係）にある理事の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事が複数名いる場合も同様とする。

2 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事が複数名いる場合も同様とする。

3 各理事について、各監事と特別利害関係を有してはならない。

4 理事のうち 1 人以上が、当該法人の業務執行理事（一般社団・財団法人法第 115 条第 1 項（一般社団・財団法人法第 198 条において準用する場合を含む。）に規定する業務執行理事をいう。以下この号において同じ。）又は使用人でなく、かつ、その就任の前 10 年間当該法人の業務執行理事又は使用人であったことがない者その他これに準ずるものとして内閣府令で定める者でなければならない（以下、外部理事という。）。

5 監事のうち 1 人以上が、その就任の前 10 年間当該法人又は使用人であったことがない者その他これに準ずるものとして内閣府令で定める者でなければならない（以下、外部監事という。）。

（理事の職務及び権限）

第 29 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 常任理事は、理事長を補佐し、かつ、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長及び常任理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 30 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告する。
- 4 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 5 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。
- 6 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査する。この場合、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を総会に報告する。
- 7 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はそれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。
- 8 法人法第 77 条第 4 項及び第 81 条の規定にかかわらず、この法人が理事（理事であった者を含む。）に対し、又は理事がこの法人に対し訴えを提起する場合には、当該訴えについては、監事がこの法人を代表する。

(役員の任期)

第 31 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了の時までとする。
- 4 理事又監事は、第 26 条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 32 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第 33 条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員の損害賠償責任及びその免除)

第 34 条 役員は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

2 前項の規定にかかわらず役員の損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失が認められないときは、法人法第 114 条第 1 項の規定により役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。